

## 法第27条の23第1項関係

(任意の提出)

(問1) 大量保有報告書等の提出事由がない場合に、任意に大量保有報告書等を提出することはできますか(法第27条の23第1項、第27条の25第1項、第27条の26第1項及び第2項関係)。

(答)

大量保有報告書及び変更報告書(以下「大量保有報告書等」といいます。)の提出事由がない場合であっても、大量保有報告書等を任意に提出することが完全に否定されるわけではありませんが、それによって、大量保有報告制度上の義務を免れることにはならないことに留意する必要がありますにもかかわらず大量保有報告書等を提出することはできません。

例えば、大量保有報告書を提出していた者が、株券等保有割合が5%以下となった場合にであっても、直前の大量保有報告書等に記載された株券等保有割合から1%以上の減少がないにもかかわらず場合は任意に変更報告書を提出したとしても、当該変更報告書は、株券等保有割合が1%以上減少したことによる変更報告書ではないため、それにより、事後、変更報告書の提出義務を免れることにはなりません(法第27条の25第1項ただし書、大量保有府令第9条第1号)の提出事由に該当しないため、変更報告書を提出することはできません。

(株券等保有割合が5%以下となった後に再度5%超となった場合)

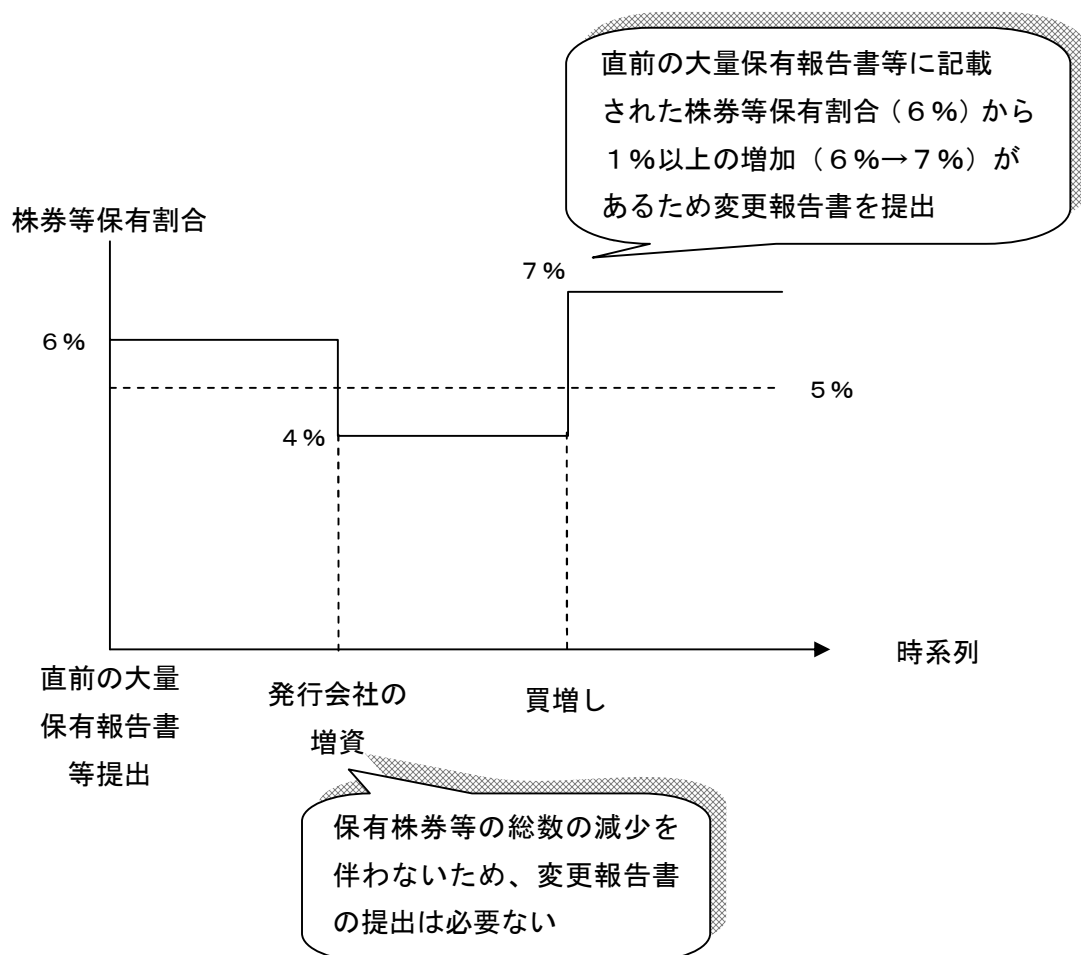
(問2) 大量保有報告書等(6%)を提出していた者が、①2%売却したことにより株券等保有割合が5%以下(4%)となり、後日、買増し(3%)を行い、再び5%超(7%)となった場合、再度大量保有報告書を提出することとなりますか。②売却ではなく、発行会社の増資により株券等保有割合が5%以下(4%)となり、後日、買増し(3%)を行い、再び5%超(7%)となった場合はどうですか(法第27条の23第1項、第27条の25第1項関係)。

(答)

一旦、株券等保有割合が5%以下である変更報告書を提出した後、再び5%超となった場合には、(変更報告書ではなく)再度大量保有報告書を提出する必

要があります。① 2%売却したことにより株券等保有割合が5%以下となった場合は、その時点で株券等保有割合が5%以下である変更報告書を提出することとなるため、再び5%超となった場合、再度大量保有報告書を提出する必要があります。

これに対し、②発行会社の増資により株券等保有割合が5%以下となった場合は、保有株券等の総数に変更がないため、その時点では変更報告書を提出する必要がありません（法第27条の25第1項）。そして、後日、買増しを行った場合、直前の大量保有報告書等に記載された株券等保有割合（6%）と比較して1%以上の増減の有無を判断することとなり、設例の場合は、変更報告書を提出することとなるため、再度大量保有報告書を提出することとはなりません（下図参照）。



(記載事項－第三者割当における一定期間譲渡しない旨の合意)

(問3) いわゆる第三者割当増資において、割当先が発行会社との間で、割当てを受けた株式を一定期間譲渡しない旨を合意した場合、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載する必要がありますか(法第27条の23第1項関係)。

(答)

記載する必要があると考えられます。

第三者割当増資以外の場面において、同趣旨の合意をした場合(例えば、新規上場におけるロックアップ)も同様であると考えられます。

(記載事項－取得資金の内訳－組織再編による取得等)

(問4) 合併等、会社法上のいわゆる組織再編によって株券等を取得した場合、「取得資金の内訳」欄にどのように記載する必要がありますか(法第27条の23第1項関係)。

(答)

合併等、会社法上のいわゆる組織再編によって株券等を取得した場合、「上記(Y)の内訳」欄にその旨を記載すれば足りるものと考えられます。

具体的には、例えば、「平成〇年〇月〇日に発行者と〇〇株式会社の合併により取得した。」等と記載することが考えられます。

(注) 組織再編によって株券等を取得した後、他の方法によって当該株券等を取得し、さらに処分した場合のように、当該時点において保有する株券等が組織再編によって取得したものであるか否かを特定することができない場合、先に取得したのから順番に処分したと仮定するなど、合理的な仮定の下に計算した上で記載し、その旨を欄外に注記すれば足りるものと考えられます。

なお、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等により取得した場合も同様です(大量保有府令第1号様式記載上の注意(15) a)。

(記載事項－取得資金の内訳－借入金の返済等)

(問5) 借入金を取得資金として株券等を取得した場合において、①後日、当該借入金を返済した場合、「取得資金の内訳」欄の記載を変更する必要がありますか。②取得した株券等を処分したことにより変更報告書の提出が必要となった場合はどうですか(法第27条の23第1項関係)。

(答)

①借入金を返済した場合でも、それにより株券等を取得した際の資金の性質が変わるわけではない(自己資金による取得になるわけではない)ので、「取得資金の内訳」欄を変更する必要はなく、また、変更することはできないと考えられます。

これに対し、②取得した株券等を処分したことにより変更報告書の提出が必要となった場合には、「取得資金の内訳」欄は、その時点(報告義務発生日)に保有する株券等の取得資金を記載する必要があるため、当該処分した株券等に係る取得資金は差し引いて記載する必要があると考えられます。

(注) 取得した際の価格が一定ではない場合、先に取得したものから順番に処分したと仮定して差し引く方法のほか、処分前の1株券等あたりの取得価格(平均)を算出し、当該価格に処分した株券等の数を乗じた額を差し引く方法等、合理的な仮定の下に計算した上で記載し、その旨を欄外に注記すれば足りるものと考えられます。

## 法第27条の23第2項関係

(対象有価証券—相互保有株式)

(問6) いわゆる相互保有により議決権のない株式は、大量保有報告の対象となる「対象有価証券」に該当しますか(法第27条の23第2項関係)。

(答)

いわゆる相互保有により議決権のない株式(会社法第308条第1項参照)は、大量保有報告の対象となる「対象有価証券」(法第27条の23第2項)に該当すると考えられます。

(対象有価証券—無議決権株式)

(問7) 議決権のある株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付されてい

る無議決権株式は、大量保有報告の対象となる「対象有価証券」に該当しますか（法第 27 条の 23 第 2 項関係）。

（答）

議決権のない株式であっても、当該株式を発行する会社が当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのある株式は、大量保有報告規制上の「議決権のない株式」には該当しません（令第 14 条の 5 の 2 第 1 号、大量保有府令第 3 条の 2）。

したがって、議決権のある株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付されている無議決権株式は、大量保有報告の対象となる「対象有価証券」（法第 27 条の 23 第 2 項）に該当します。

なお、このような無議決権株式に係る株券等を保有している場合、大量保有報告書等の「保有株券等の数」・「株券等保有割合」欄の記載にあたって、無議決権株式に係る株券等が含まれていること（当該無議決権株式の名称及び株式数を含みます。）をそれぞれの欄の欄外に注記する必要があると考えられます。

## 法第 27 条の 23 第 3 項関係

（投資一任契約の顧客）

（問 8）投資一任契約の顧客が運用財産である株券等について議決権の行使に関する権限を有しない場合、当該顧客は大量保有報告書等を提出する必要がありますか（法第 27 条の 23 第 3 項関係）。

（答）

当該投資一任契約の内容に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、当該顧客が、議決権その他の権利を行使することができる権限若しくは当該権利の行使について指図を行うことができる権限又は投資をするのに必要な権限をいずれも有しない場合、「保有者」（法第 27 条の 23 第 3 項）には該当せず、大量保有報告書等を提出する必要はないと考えられます。

なお、投資一任業者は、運用財産である株券等について投資をするのに必要な権限を有するため、議決権の行使に関する権限の有無にかかわらず、「保有者」に該当すると考えられます（法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号）。

(貸借)

(問9) 株券等の貸借を行う場合、貸主及び借主は、大量保有報告書等を提出する必要がありますか(法第27条の23第3項関係)。

(答)

株券等の貸借は、消費貸借である場合と賃貸借である場合が考えられます。

貸主は、消費貸借の場合も賃貸借の場合も、貸し付けた株券等について引渡請求権を有するため株券等保有割合に変化はありませんが、既に大量保有報告書等を提出している場合、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄(以下「担保契約等重要な契約」欄)といます。)に消費貸借又は賃貸借により貸し付けている旨並びに相手方、~~及び数量及び返還期日(決定している場合)~~等を記載した変更報告書を提出する必要があります(大量保有府令第9条の2第1項に定める軽微なものを除きます)。

これに対し、借主は、

- ① 消費貸借の場合、借り受けた株券等について所有権を有するため、株券等保有割合が増加したものと見做され、増加後の株券等保有割合に応じ、大量保有報告書等を提出する必要があると考えられます。その場合、「担保契約等重要な契約」欄に消費貸借により借り受けている旨並びに相手方、~~及び数量及び返還期日(決定している場合)~~等を記載する必要があります。
- ② 賃貸借の場合、消費貸借と異なり、借り受けた株券等について所有権を有するわけではないため、株券等保有割合は変化しないと考えられます。  
(注) ただし、議決権の行使について指図を行うことができる権限を有していないかなど(法第27条の23第3項参照)に留意する必要があります。

以上の内容を簡単に整理すると、以下のようになります。

	消費貸借	賃貸借
貸主	<ul style="list-style-type: none"><li>株券等保有割合は変化なし。</li><li>「担保契約等重要な契約」欄に記載。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>同左</li></ul>

借主	<ul style="list-style-type: none"> <li>株券等保有割合が増加。</li> <li>「担保契約等重要な契約」欄に記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株券等保有割合は変化なし。(ただし、上記②の(注)参照)</li> </ul>
----	--	--

なお、「担保契約等重要な契約」欄に株券等の貸借について記載している場合において、記載された返還期日に株券等の返還があったに過ぎない場合（株券等保有割合に変化がない場合）には、株券等の返還があったこと自体を理由として変更報告書を提出する必要はないと考えられます。

(担保権の設定)

(問 10) 株券等に担保権を設定した場合、担保権者及び担保権設定者は、大量保有報告書等を提出する必要がありますか（法第 27 条の 23 第 3 項関係）。
---

(答)

当該担保権が質権であるか譲渡担保権であるかにかかわらず、担保権者は、担保権を取得しただけでは、通常、「保有者」（法第 27 条の 23 第 3 項）には該当しないと考えられます。ただし、譲渡担保権については、当事者の目的や権利内容等の点において例えば、担保権設定者について特別株主の申出（社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 2 項第 1 号参照）が行われるなど、譲渡担保権としての実質を備えているもの（例えば、担保権設定者について特別株主の申出（社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 2 項第 1 号参照）が行われるなど）でなければならないことに留意する必要があります。また、議決権の行使について指図を行うことができる権限を有していないかなど（法第 27 条の 23 第 3 項参照）に留意する必要があります。

これに対し、担保権設定者は、担保権を設定しただけでは、通常、株券等保有割合は変化しませんが、既に大量保有報告書等を提出している場合、「担保契約等重要な契約」欄に当該担保権の設定に係る契約に関する事項を記載した変更報告書を提出する必要があります（大量保有府令第 9 条の 2 第 1 項に定める軽微なものを除きます。）。

以上の内容を簡単に整理すると、以下のようになります。

	質権	譲渡担保権
担保権者	<ul style="list-style-type: none"> <li>株券等保有割合は変化なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左（※ただし実態に留意す</li> </ul>

		る必要)
担保権 設定者	<ul style="list-style-type: none"> <li>株券等保有割合は変化なし。</li> <li>「担保契約等重要な契約」欄に記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左 (※ただし実態に留意する必要)</li> </ul>

(停止条件付売買等)

(問 11) 市場外 (相対) で株券等の売買契約を締結した場合において、契約の効力発生に停止条件が付されている場合、買主は、どの時点から保有株券等の数に算入する必要がありますか (法第 27 条の 23 第 3 項関係)。

(答)

契約の効力発生に停止条件が付されていることにより、当該停止条件が成就するまで引渡請求権が発生しない場合には、通常、当該停止条件が成就するまでは保有株券等の数に算入する必要がないと考えられます。

しかし、例えば、当該売買契約の当事者の行為が停止条件となっており、かつ、当事者間において、当該行為が行われることが当然の前提となっている場合など、原則として当該停止条件が成就すると考えられる場合には、大量保有報告規制上は、契約締結時点で引渡請求権を有するものとして保有株券等の数に算入する必要があると考えられます。

なお、売買契約に、決済の前提となる条件 (いわゆるクロージングの前提条件) が付されている場合については、当該契約の具体的内容に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、通常は、引渡請求権自体は発生していると認められる場合が多いものと考えられます。

(注 1) 引渡請求権が発生していると認められる場合で、かつ、契約締結日から 5 営業日以内に決済する場合、売主は、契約締結日に株券等保有割合が減少したものとして、減少後の株券等保有割合に応じ、同日から 5 営業日以内に変更報告書を提出する必要があります。契約締結日から 6 営業日目以降に決済する場合、契約締結時点では株券等保有割合は減少しませんが、契約締結日から 5 営業日以内に「担保契約等重要な契約」欄に当該契約に関する事項を記載した変更報告書を提出する必要があります (大量保有府令第 9 条の 2 第 1 項に定める軽微なものを除きます)。

(注 2) この場合、大量保有報告書等を提出する売主及び買主は、「担保契約等重要な契約」欄に、当該契約に関する事項を記載する必要があることに

留意する必要があります。

(取引先持株会等)

(問 12) 役員持株会又は従業員持株会に該当しない取引先持株会等において株券等の取得が行われる場合、誰が大量保有報告書等を提出する必要がありますか(法第 27 条の 23 第 3 項関係)。

(答)

当該取引先持株会等の法的性質により異なると考えられます。

当該取引先持株会等が組合又は社団等である場合には、株券等を所有し、又は法第 27 条の 23 第 3 項各号に規定する者に該当する業務執行組合員等を「保有者」(法第 27 条の 23 第 3 項)として提出する必要があります(大量保有府令第 1 号様式記載上の注意(9) a)。

これに対し、当該取引先持株会等が組合又は社団等ではない場合、個々の持株会会員が株券等の「保有者」に該当すると考えられます。この場合、持株会会員は、持株会を通じて保有する分と持株会以外で保有する分を合算した株券等保有割合に応じ、大量保有報告書等を提出する必要があると考えられます。

なお、取引先持株会等において保有する株券等については、大量保有府令第 4 条第 10 号(役員・従業員持株会の適用除外)によって保有から除かれることとはならないことに留意する必要があります。

(プライム・ブローカレッジ業務)

(問 13) いわゆるプライム・ブローカレッジ業務の一環として顧客から寄託を受けた株券等について、大量保有報告書等を提出する必要がありますか(法第 27 条の 23 第 3 項関係)。

(答)

当該寄託に係る契約の具体的な内容に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、寄託を受けた株券等につき受寄者が処分する権限を有するものについては、受寄者は「保有者」(法第 27 条の 23 第 3 項)に該当すると考えられます。

(エクイティ・デリバティブいわゆるトータル・リターン・スワップ)

(問 14) 株券等を原資産とし、当該株券等から生じる経済的な損益のみを一方当事者に帰属させることを内容とするデリバティブ取引のロングポジションを保有する者は、大量保有報告書等を提出する必要がありますか（法第27条の23第3項関係）。

(答)

当該デリバティブ取引の具体的な内容に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、経済的な損益のみが帰属するに過ぎない場合、通常、株券等の「保有者」（法第27条の23第3項）には該当しないと考えられます。

しかし、配当等の支払いを含め、原資産である株券等を保有する場合と同様の経済的利益及び損失を帰属させるものであって、かつ、例えば、

- ① 当該デリバティブ取引いわゆるダイレクト・マーケット・アクセス取引を組み合わせるなどにより、以下の(i)と(ii)が不可分に結びついている（直接連動して行われる）場合
  - (i) 当該デリバティブ取引におけるロングポジションの取得及びその解消
  - (ii) 当該デリバティブ取引におけるショートポジションの保有者が、当該デリバティブ取引から生じるリスクをヘッジするために行う、当該デリバティブ取引の原資産である株券等の現物の取得（以下「ヘッジ取得」といいます。）及び処分

や

- ② デリバティブ取引の当事者間において、当該デリバティブ取引の終了時に、原資産である株券等を交付することにより決済することも想定されている(i)ヘッジ取得が行われた範囲でしか当該デリバティブ取引が成立しないこととなっている、又は、(ii)ヘッジ取得の際の取得価格が当該デリバティブ取引の契約内容（書面であるか口頭であるかを問いません。）において参照されるなどの理由により、当該デリバティブ取引のロングポジションの保有者において、ショートポジションの保有者によるヘッジ取得及び現物の株券等の保有が行われることが、当該デリバティブ取引の前提となっている場合

のように、現物の株券等の取得及び処分に、当該デリバティブ取引のロングポジションの保有者の支配が及んでいると考えられる場合には、当該デリバティブ

取引におけるロングポジションの保有者は、ショートポジションの保有者がヘッジ取得した現物の株券等について、他人の名義をもって所有する者として大量保有報告規制上の「保有者」に該当すると考えられます。

~~(注) この場合、当該デリバティブ取引におけるショートポジションの保有者は、ヘッジ取得した現物の株券等について、自己又は他人の名義をもって所有する者には該当しないと考えられます。~~

また、①②のいずれにも該当しない場合であっても、取引の実態に照らし、株券等の引渡請求権、議決権の行使について指図を行うことができる権限又は株券等に投資をするのに必要な権限を有していないかなど（法第 27 条の 23 第 3 項参照）に留意する必要があります。

## 法第 27 条の 23 第 4 項関係

（新株発行による発行済株式総数の増加）

（問 15）発行会社による新株発行が行われた場合、株券等保有割合の計算において分母となる発行済株式の総数はどの時点から増加しますか（法第 27 条の 23 第 4 項関係）。

（答）

新株発行の払込期日（発行会社が払込みの期間を定めた場合には払込みが行われた日）から増加すると考えられます。

（売買 6 営業日目以降に決済する場合）

（問 16）株券等の売買により大量保有報告書等の提出事由に該当する場合、売主及び買主は、どのように提出する必要がありますか（法第 27 条の 23 第 3 項及び第 4 項関係）。

（答）

当該売買における契約締結日（約定日）から決済日（受渡日）までの期間に応じて、大量保有報告書等の提出のタイミングや記載内容が異なります。

売主は、

① 契約締結日から 5 営業日以内に決済する場合には、契約締結日に株券等

保有割合が減少したものとして、同日から5営業日以内に変更報告書を提出する必要があります（大量保有府令第4条第5号参照）。

- ② 契約締結日から6営業日目以降に決済する場合には、契約締結日から5営業日以内に「担保契約等重要な契約」欄に売買契約の締結並びに相手方、数量及び決済日等を記載した変更報告書を提出する必要があるとともに、決済日から5営業日以内に株券等保有割合の減少及び締結済みの売買契約につき決済した旨（「担保契約等重要な契約」欄）を記載した変更報告書を提出する必要があります。

（注）変更報告書を2回提出する必要があります。

これに対し、買主は、契約締結日に引渡請求権を有することとなるため、契約締結日から決済日までの期間にかかわらず、契約締結日に株券等保有割合が増加したものとして、同日から5営業日以内に大量保有報告書等を提出する必要があります。加えて、決済日が契約締結日から6営業日目以降である場合には、「担保契約等重要な契約」欄に売買契約の締結並びに相手方、数量及び決済日等を記載する必要があると考えられます。

以上の内容を簡単に整理すると、以下のようになります。

	5営業日以内に決済	6営業日目以降に決済
売主	<p><b>変更報告書</b>            報告義務発生日：契約締結日            提出事由：株券等保有割合の減少</p>	<p><b>変更報告書（1回目）</b>            報告義務発生日：契約締結日            提出事由：担保契約等重要な契約            （契約の締結）</p> <p><b>変更報告書（2回目）</b>            報告義務発生日：決済日            提出事由：<del>(i)</del>株券等保有割合の減少  <del>(ii)</del>（「担保契約等重要な契約」欄に<del>（決済した旨を記載）</del>）</p>
買主	<p><b>大量保有報告書等</b>            報告義務発生日：契約締結日            提出事由：株券等保有割合の増加</p>	<p><b>大量保有報告書等</b>            報告義務発生日：契約締結日            提出事由：<del>(i)</del>株券等保有割合の増加  <del>(ii)</del>（「担保契約等重要な契約」欄に<del>契約を締結した旨を記載）</del>）</p>

(注) 6 営業日目以降に決済する場合の売主は、変更報告書を 2 回提出する必要があります。

(公開買付けによる株券等の取得、公開買付けへの応募)

(問 17) 公開買付けで株券等の買付け等が行われたことにより大量保有報告書等の提出事由に該当する場合、公開買付者及び応募株主等はどのように提出する必要がありますか (法第 27 条の 23 第 3 項及び第 4 項関係)。

(答)

公開買付者は、公開買付期間の末日を提出義務発生日として、同日から 5 営業日以内に大量保有報告書等を提出する必要があると考えられます。

(注 1) 決済開始日が公開買付期間の末日から 6 営業日目以降である場合には、さらに「担保契約等重要な契約」欄に公開買付けの成立及び決済開始日等を記載する必要があると考えられます。

(注 2) 当該公開買付けにより、公開買付者が公開買付けの対象者の 50% 超の議決権に係る株式又は出資を所有することとなった場合、決済時において、当該対象者 (株券等の発行者) が公開買付者の共同保有者となる (当該対象者が自己株式を保有する場合) ことに留意する必要があります (法第 27 条の 23 第 6 項、令第 14 条の 7 第 1 項第 2 号)。

これに対し、応募株主等は、公開買付期間の末日に応募株券等に係る売買契約を締結したのものとして、公開買付期間の末日から決済開始日までの期間に応じ、通常の売買契約における売主と同じように変更報告書を提出する必要があると考えられます。すなわち、

- ① 決済開始日が公開買付期間の末日から 5 営業日以内である場合には、公開買付期間の末日に株券等保有割合が減少したのものとして、同日から 5 営業日以内に変更報告書を提出する必要があると考えられます (大量保有府令第 4 条第 5 号参照)。
- ② 決済開始日が公開買付期間の末日から 6 営業日目以降である場合には、公開買付期間の末日から 5 営業日以内に「担保契約等重要な契約」欄に公開買付けに応募した旨並びに相手方、数量及び決済開始日を記載した変更報告書を提出する必要があるとともに、決済日から 5 営業日以内に株券等保有割合の減少及び公開買付けへの応募につき決済した旨 (「担保契約等重要な契約」欄) を内容とする変更報告書を提出する必要があると考えられます。

(合併等)

(問 18) 会社法上の合併により株券等を取得した場合、どの時点から保有株券等の数に算入する必要がありますか (法第 27 条の 23 第 4 項関係)。

(答)

合併により株券等を承継取得する会社及び合併の対価として株券等の交付を受ける者のいずれも、合併の効力が確定的に生じた日から保有株券等の数に算入する必要があると考えられます。

すなわち、吸収合併においては、合併の効力発生日 (会社法第 749 条第 1 項第 6 号) から保有株券等の数に算入し、新設合併においては、新設会社の成立 (合併登記) の日から保有株券等の数に算入する必要があると考えられます。

また、合併以外の会社法上のいわゆる組織再編についても、同様に、当該組織再編の効力が確定的に生じた日から保有株券等の数に算入する必要があると考えられます。

(組合財産である株券等)

(問 19) 組合又は社団等の財産である株券等について業務執行組合員等が保有者として大量保有報告書等を提出する場合において、業務執行組合員等以外の組合員等は、当該株券等について自己の持分に相当する部分を株券等保有割合に算入する必要がありますか (法第 27 条の 23 第 4 項関係)。

(答)

業務執行組合員等以外の組合員等は、自己の持分に相当する部分を株券等保有割合に算入する必要はないと考えられます。

ただし、当該業務執行組合員等以外の組合員等が、組合又は社団等の財産である株券等について、議決権その他の権利を行使することができる権限若しくは当該権利の行使について指図を行うことができる権限 **(いずれも、発行者の事業活動を支配する目的を有する場合)** 又は投資をするのに必要な権限を有する場合、当該株券等全体について、「保有者」(法第 27 条の 23 第 3 項) として株券等保有割合に算入する必要があることに留意する必要があります。

## 法第 27 条の 23 第 5 項関係

(口頭の合意)

(問 20) いわゆる実質共同保有者の要件である「合意」には、口頭の合意も含まれますか (法第 27 条の 23 第 5 項関係)。

(答)

含まれます。

(片面的意思)

(問 21) A が、B が株券等を取得するので自らも当該株券等を取得するという程度の意思を持っている場合、A と B は共同して当該株券等を取得することを合意している者として共同保有者に該当しますか (法第 27 条の 23 第 5 項関係)。

(答)

個別事案ごとに判断する必要がありますが、A が一方的にそのような意思を持っているに過ぎず、A と B との間に何らの意思の連絡もない場合には、共同して当該株券等を取得することを合意している者には該当しないと考えられます。

(議決権行使に関する話合い)

(問 22) 株主が、株主総会での議決権行使について話し合った場合、いわゆる実質共同保有者に該当しますか (法第 27 条の 23 第 5 項関係)。

(答)

話し合ったにとどまる場合は、いわゆる実質共同保有者 (法第 27 条の 23 第 5 項の共同保有者) には該当しないと考えられます。

しかしながら、当該話合いにおいて、共同して議決権を行使することを合意した場合、その時点で~~いわゆる実質共同保有者 (法第 27 条の 23 第 5 項の共同保有者)~~に該当すると考えられます。

(株主提案権の行使)

(問 23) 共同して株主提案権を行使した場合、いわゆる実質共同保有者に該当しますか (法第 27 条の 23 第 5 項関係)。

(答)

そのような場合、共同して当該権利を行使することを合意していることが明らかであるため、いわゆる実質共同保有者 (法第 27 条の 23 第 5 項の共同保有者) に該当すると考えられます。

(共同して取得する合意の解消)

(問 24) 共同して株券等を取得することを合意している者が、当該合意を解消した場合、どのような対応が必要になりますか (法第 27 条の 23 第 5 項、第 27 条の 25 第 1 項関係)。

(答)

共同して株券等を取得することを合意している場合、互いに共同保有者に該当し、当該合意に関する事項を「担保契約等重要な契約」欄に記載する必要があると考えられます。

したがって、当該合意を解消した場合、共同保有者の減少を提出事由として変更報告書を提出する必要があり (単体での株券等保有割合が 1%未満である場合を除きます。)、当該変更報告書においては、表紙の「変更報告書提出事由」欄に共同保有者でなくなった者の氏名又は名称を記載するとともに、「担保契約等重要な契約」欄 (共同して株券等を取得する合意の解消) 並びに「共同保有者に関する事項」欄及び「提出者及び共同保有者に関する総括表」欄 (合意を解消したことにより共同保有者がいなくなった場合には記載しない) につき所要の変更が必要であると考えられます。

## 法第 27 条の 25 第 1 項関係

(発行会社の商号変更)

(問 25) 発行会社の商号変更があった場合、変更報告書を提出する必要があります

ますか（法第 27 条の 25 第 1 項関係）。

（答）

「軽微な変更」（大量保有府令第 9 条の 2 第 2 項第 2 号）に該当し、変更報告書を提出する必要はないと考えられます。

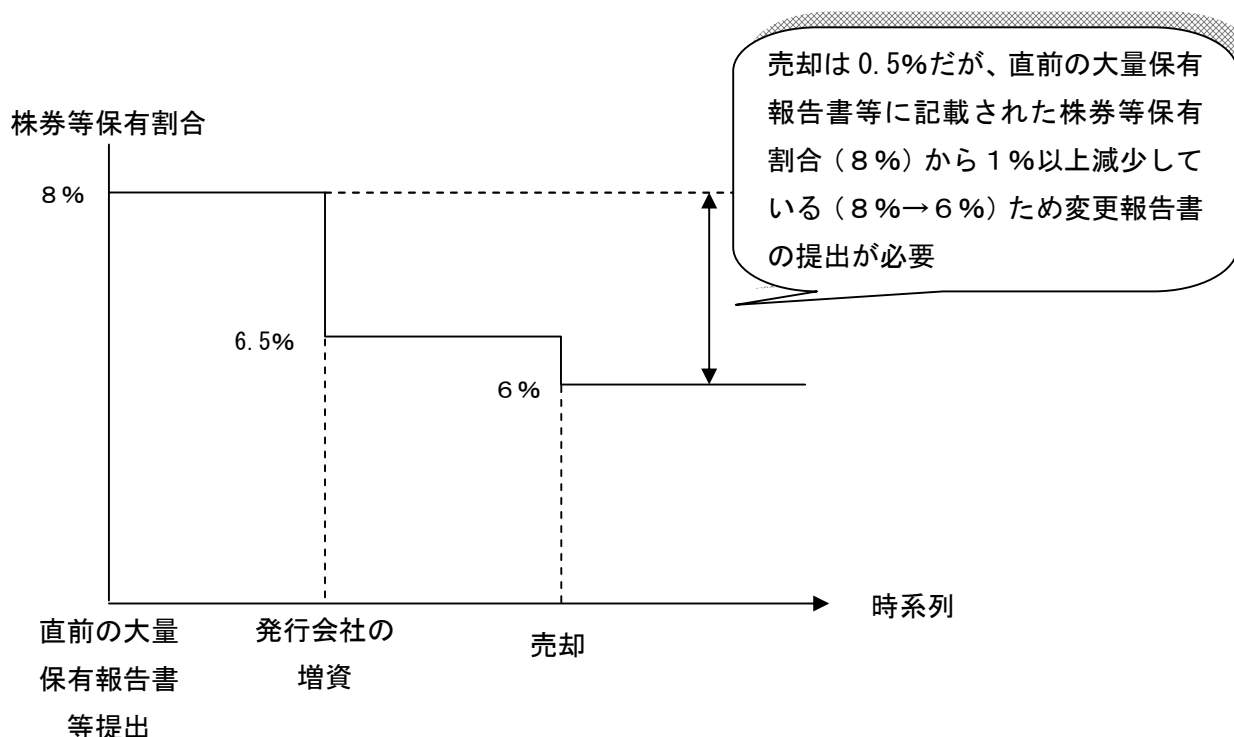
（保有株券等の総数が変わらない場合）

（問 26）発行会社の増資又は自己株式の消却等により株券等保有割合が 1 % 以上増減した場合、変更報告書を提出する必要がありますか（法第 27 条の 25 第 1 項関係）。

（答）

株券等保有割合が 1 % 以上増減した場合であっても、保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合は変更報告書を提出する必要はありません（法第 27 条の 25 第 1 項）。

ただし、発行会社の増資又は自己株式の消却等により株券等保有割合が 1 % 以上増減した後に、売買等を行った場合、増資又は自己株式の消却等の前の株券等保有割合（直前の大量保有報告書等に記載された株券等保有割合）を基準にして 1 % 以上の増減の有無を判断する必要があることに留意する必要があります（下図参照）。



(単体株券等保有割合が0.1%以下であった者が共同保有者となった場合)

(問 27) 大量保有報告書を提出している者の子会社で、単体での株券等保有割合が0.1%であった者が、0.1%の買増しを行い、0.2%保有することとなった場合、共同保有者が増加したのとして変更報告書を提出する必要がありますか(法第27条の25第1項関係)。

(答)

子会社等、通常の場合はいわゆるみなし共同保有者(法第27条の23第6項の共同保有者)の要件に該当する者であっても、単体での株券等保有割合が0.1%以下であるなど一定の要件を満たす場合にはみなし共同保有者には該当しません(同項ただし書、大量保有府令第6条)。したがって、単体での株券等保有割合が0.1%以下であった子会社が0.1%超保有することとなった場合、新たにみなし共同保有者が生じたこととなります。

しかし、単体での株券等保有割合が1%未満である保有者が新たに共同保有者となったことは変更報告書の提出事由には該当しないため(令第14条の7の2第1項第1号)、設例の場合は、変更報告書を提出する必要はありません。

(注) 後日、変更報告書を提出する必要が生じた場合、当該共同保有者に関する事項も記載する必要があります。

(新株予約権無償割当て)

(問 28) 会社法上の新株予約権無償割当てにより新株予約権の割当てを受けた場合、変更報告書を提出する必要がありますか(法第27条の25第1項関係)。

(答)

株券等保有割合の計算において、新株予約権証券は、自己及び共同保有者が保有するものだけを分母に算入するため(法第27条の23第4項参照)、会社法上の新株予約権無償割当て(会社法第277条)により新株予約権の割当てを受けた場合、その効力発生日に株券等保有割合が増加します。したがって、それが1%以上の増加である場合には、変更報告書を提出する必要があります。

(新株予約権の行使)

(問 29) 新株予約権を行使した場合、変更報告書を提出する必要がありますか  
(法第 27 条の 25 第 1 項関係)。

(答)

新株予約権を行使した場合、株券等保有割合に増減はありませんが、保有する株券等の内訳の変更があるため、それが発行済株式総数等（大量保有府令第 9 条の 2 第 1 項）の 1% 以上の変更である場合には、変更報告書を提出する必要があります（同条第 2 項第 1 号）。

(新株予約権の行使期間の経過)

(問 30) 新株予約権の行使期間が経過したことにより株券等保有割合が 1% 以上減少した場合、変更報告書を提出する必要がありますか（法第 27 条の 25 第 1 項関係）。

(答)

そのような場合、株券等保有割合が 1% 以上減少し、かつ、保有株券等の総数の減少があるため、変更報告書を提出する必要があります。

(特例報告者が買増し後に目的を変更した場合)

(問 31) 大量保有報告書を提出している特例報告者が、1% 以上の買増しを行い、かつ、重要提案行為等を行うことを新たに保有の目的とした場合、どのように変更報告書を提出する必要がありますか（法第 27 条の 25 第 1 項、第 27 条の 26 第 2 項及び第 5 項関係）。

(答)

特例報告者が、重要提案行為等を行うことを新たに保有の目的とした場合、目的変更の時点で特例報告制度の適用がなくなるため、当該目的変更から 5 営業日以内に保有目的の変更を内容とする変更報告書を提出する必要があると考えられます（法第 27 条の 25 第 1 項、第 27 条の 26 第 2 項）。また、特例報告制度の適用がなくなったことにより、株券等保有割合の 1% 以上の増加についても、当該目的変更から 5 営業日以内に変更報告書を提出する必要があると考えられます。このように、目的変更を原因として、同日に、保有目的の変更と株券等保有割合の増加について変更報告書を提出する必要があるため、それらの内容を 1 通にまとめて提出することができると考えられます。

なお、当該変更報告書は、実際に重要提案行為等を行う5営業日前までに提出する必要があると考えられます（法第27条の26第5項）。

## 法第27条の25第2項関係

（5%以下となった後の短期大量譲渡）

（問32）大量保有報告書を提出している者が、5%以下の株券等保有割合を記載した変更報告書を提出し、後日、短期大量譲渡の要件に該当する取引を行った場合、短期大量譲渡に関する事項を記載した変更報告書を提出する必要がありますか（法第27条の25第2項関係）。

（答）

株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、株券等保有割合が、過去一定期間の最高保有割合の2分の1未満となり、かつ、当該最高保有割合から5%超減少する場合、当該譲渡に関する事項を変更報告書に記載しなければなりません（法第27条の25第2項、令第14条の8、大量保有府令第2号様式）。

（注）上記の「過去一定期間の最高保有割合」とは、①過去60日間の日を計算の基礎とする株券等保有割合及び②60日前の日の前日以前の日で当該60日前の日に最も近い日を計算の基礎とする株券等保有割合のうち最も高いものをいいます。

しかし、当該記載が必要とされるのは、あくまでも変更報告書の提出事由に該当する場合であるところ、株券等保有割合が5%以下である変更報告書を既に提出している場合は、株券等保有割合が減少しても変更報告書を提出する必要がないため（法第27条の25第1項ただし書）、短期大量譲渡に関する事項を記載した変更報告書を提出する必要もありません。

（短期大量譲渡を行った場合の記載事項）

（問33）短期大量譲渡の要件に該当する場合において、市場での売買によって譲渡した場合、「当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）」の「譲渡の相手方」欄はどのように記載する必要がありますか（法第27条の25第2項関係）。

係)。

(答)

短期大量譲渡の要件に該当する場合であっても、市場での売買によって譲渡したことにより相手方を知ることができないときは、その旨を記載すれば足りません(大量保有府令第2号様式記載上の注意f)。

しかし、市場での売買によって譲渡した場合であっても、クロス等により相手方を知ることができる場合は、譲渡の相手方を記載する必要があると考えられます。

## 法第27条の26第1項関係

(提出義務発生後の基準日の届出)

(問34) 大量保有報告書等の提出義務が生じた後に、新たに特例報告に係る基準日の届出を行った場合、特例報告として大量保有報告書等を提出することはできますか(法第27条の26第1項関係)。

(答)

大量保有報告書等の提出義務が生じた後に、新たに特例報告に係る基準日の届出を行った場合、既に提出義務が生じている大量保有報告書等は一般報告として提出する必要があると考えられます。

## その他

(「5%ルールの実務とQ&A」について)

(問35) 5%ルール実務研究会編「5%ルールの実務とQ&A」(財団法人大蔵財務協会)に記載された内容に従って大量保有報告書等を提出すれば問題が生じることはありませんか。

(答)

「5%ルールの実務とQ&A」は金融庁が作成したものではないため、コメントする立場にありませんが、同書が出版された平成3年以降、関係法令が改正されるとともに、金融取引の実態も相当程度変化していることに留意する必

要があります。